

| 番号 | カテゴリ  | 質問                                                                                                      | 回答                                                                                                                                                                                                                                                            | 更新日    |
|----|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1  | 応募手続き | 設立後、一度も決算期を迎えておらず、決算報告書が存在しない場合は、どのような書類を提出すればよいですか。                                                    | 設立後まだ決算期を迎えておらず、決算報告書が存在しない場合には、設立日から直近月までの財務書類（貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書）をご提出ください。未作成の場合はその旨を明記してください。<br>なお、現時点で事業計画書・資金計画書等は求めておりませんが、審査の過程において、必要に応じて追加資料のご提出をお願いする場合がございます。あらかじめご了承ください。                                                                   | 10月15日 |
| 2  | 応募手続き | 配布資料「(SET)1-2委託事業実施計画書ドラフト.pptx」を使用して作成する委託事業実施提案書について、ページ数（スライド数）の上限はありますか。                            | ページ数に制限はございません。                                                                                                                                                                                                                                               | 10月15日 |
| 3  | 応募手続き | 他社からの出向者を登録研究員及びe-Radの課題参加研究者として登録し、出向負担金を人件費として計上することはできますか。また、応募時点で出向契約を締結していない場合、所属はどのように記載すればよいですか。 | 出向者を代表応募企業の登録研究員及びe-Radの課題参加研究者として登録し、出向元に支払う出向負担金を人件費として計上することは可能です。人件費の計上に当たっては、当該出向者が本事業に直接従事することを前提に、公募要領及び委託事務処理要領等に従って、従事内容、従事時間及び経費を適切に管理してください。<br>応募時点で出向契約が締結されておらず、代表応募企業に在籍していない場合は、様式1-1の登録研究員の所属欄に、出向元の企業名及び委託契約の締結までに出向契約を締結する予定である旨を記載してください。 | 10月15日 |
| 4  | 応募手続き | 応募時に、フェーズ1からフェーズ3までの予算計画や概算見積を示す必要がありますか。                                                               | はい。委託事業実施提案書には、フェーズ1からフェーズ3までの全体費用計画及び量産費用計画を記載してください。フェーズ1については支出計画の詳細な内訳を、フェーズ2・3及び量産については、試作品・量産品の単価と費目別の積算根拠を記載する必要があります。<br>なお、フェーズ2及びフェーズ3の費用計画は、プロジェクトの進捗に応じて変更することが可能です。                                                                              | 10月15日 |
| 5  | 応募要件  | 個人事業主でも応募できますか。                                                                                         | 代表応募企業としての応募はできませんが、委託先又は外注先としての参画は可能です。公募要領上の中小企業等には、財団法人、社団法人及びNPO法人は含まれません。                                                                                                                                                                                | 10月15日 |
| 6  | 応募要件  | 新たに設立する子会社を代表応募企業として応募することはできますか。また、応募後に代表応募企業を当該子会社へ変更することはできますか。                                      | 新たに設立する子会社を代表応募企業とする場合は、当該子会社が応募時までに設立され、代表応募企業として応募要件を満たす必要があります。親会社を有することのみをもって応募できないものではありませんが、応募時までにe-Radへの登録を行い、契約締結までに全省庁統一資格を取得する必要があります。<br>なお、応募した代表応募企業と異なる企業を契約の相手方とすることはできません。このため、既存の会社を代表応募企業として応募し、採択後又は契約時に新設した子会社へ代表応募企業を変更することはできません。       | 10月15日 |

|    |      |                                                                    |                                                                                                                                                                                                    |        |
|----|------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 7  | 応募要件 | 海外企業と関わりがあるが、応募可能ですか。外国VCから出資を受けている企業や外国人役員・海外子会社がある企業も採択対象になりますか。 | <p>外国企業と関わりがあること、外国資本・外国人役員又は海外子会社があることのみをもって、一律に採択対象外とするものではありません。</p> <p>ただし、研究セキュリティ、情報セキュリティ及び外国からの影響等のリスクについて、応募時及び研究開発の各段階で必要な確認を行います。必要に応じて、追加的なリスク軽減措置を求める場合があります。</p>                     | 10月15日 |
| 8  | 応募要件 | コンソーシアムを作る相手（共同応募企業）は大企業でもよいですか。                                   | 大企業は適格な代表企業からの再委託先として研究開発に参加することは可能です。ただし、これらの機関が代表応募企業となることはできません。                                                                                                                                | 10月15日 |
| 9  | 応募要件 | 設立から15年を超えるが、技術の適合性などによっては採択の可能性がありますか。                            | 代表応募企業は、公募要領2.1(1)から(13)までの要件を全て満たす必要がありますが、設立年数は、先端技術分野においては、審査委員会の判断により、設立15年以上の企業が認められる場合もあります。                                                                                                 | 10月15日 |
| 10 | 応募要件 | 立ち上げたばかりのスタートアップで応募可能ですか。                                          | <p>立ち上げたばかりのスタートアップ企業であっても、公募要領2.1(1)から(13)までの応募要件を全て満たしていれば、応募可能です。</p> <p>なお、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）については、応募時点で取得していない場合でも応募できますが、契約時までに「役務」の「A」「B」「C」または「D」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を取得する必要があります。</p> | 10月15日 |
| 11 | 応募要件 | 同一企業が複数のトピックに応募することはできますか。                                         | <p>同一企業が複数のトピックに応募することは差し支えありません。</p> <p>なお、1代表企業が提案できるのは1トピックにつき1件のみです。（1トピックにつき複数の提案が考えられる場合でも、1トピックにつき最適と思われる提案を1つに絞ってご応募ください。）</p>                                                             | 10月15日 |
| 12 | 応募要件 | 代表企業ではなく共同応募企業として、同一トピックにおける複数の企業のプロジェクトに参加して良いですか。                | 可能です。1トピックにつき1件とする制限は、代表企業として行う提案に適用されるものであり、再委託先として複数のプロジェクトに参画することは妨げられません。ただし、不合理な重複又は過度の集中に該当しないことが必要です。                                                                                       | 10月15日 |
| 13 | 応募要件 | 他省庁のSBIRに応募していても防衛省SBIRのトピックに応募できますか。                              | 可能です。ただし、他省庁を含む競争的研究費への応募・採択状況については、不合理な重複や過度の集中を確認するため、応募書類への記載が必要です。                                                                                                                             | 10月15日 |

|    |      |                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                               |        |
|----|------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 14 | 応募要件 | トピックに関連する要素技術（ソフトウェア、半導体、モーターなど）を扱っていますが応募可能ですか。                         | <p>トピックの一要素に関する技術を扱っていることのみをもって、応募の可否を一律に判断することはできません。公募要領及び各トピックの課題、研究開発内容、要求性能等をご確認いただき、自社技術を活用してトピック全体の課題をどのように解決するか、具体的な研究開発計画として提案してください。最終的な適合性及び実現可能性は、提出された申請書類に基づき、所定の審査において判断されます。</p> <p>自社のみで必要な研究開発体制を構成できない場合は、応募要件を満たす代表企業と再委託先による共同応募が可能です。その場合、応募時に各社の役割分担を明確にする必要があります。</p> | 10月15日 |
| 15 | 応募要件 | 親会社を有する中小企業等、いわゆる「みなし大企業」でも応募できますか。                                      | いわゆる「みなし大企業」であっても、防衛省版SBIR制度への応募は可能です。ただし、代表応募企業は、公募要領2.1（1）から（13）までに定める応募要件を全て満たす必要があります。個別企業が応募要件を満たすかについては、提出された資料に基づき判断されます。                                                                                                                                                              | 10月15日 |
| 16 | 応募要件 | e-Radとは何ですか。                                                             | <p>e-Radは本公募の応募に用いる府省共通研究開発管理システムです。応募前に研究開発機関及び研究者の登録が必要です。</p> <p>詳しくは以下のページをご確認ください。<br/> <a href="https://www.e-rad.go.jp/about.html">https://www.e-rad.go.jp/about.html</a></p>                                                                                                          | 10月15日 |
| 17 | 制度   | 再委託先に、外国企業や外国資本が資本構成に入っている企業を選定することは可能でしょうか。                             | 可能です。ただし、本制度は、「特定研究開発プログラム」として指定されています。このため、防衛装備庁は、研究セキュリティの確保の観点から、代表企業及び再委託先に対してリスクマネジメントの実施を求めます。                                                                                                                                                                                          | 10月15日 |
| 18 | 制度   | トピックに関連する要素技術を扱っていますが、共同応募するために例えば代表企業となり得るメーカー等とのマッチングはSBIRの中でしてもらえますか。 | 本制度では、防衛装備庁が、共同応募先となる特定の企業をマッチング、あっせん又は紹介する仕組みは設けていません。共同応募を行う場合は、各企業において協業先を選定し、代表企業及び再委託先の役割分担を明確にした上でご提案ください。                                                                                                                                                                              | 10月15日 |
| 19 | 制度   | 今後トピックはどの程度の頻度で公募がありますか。                                                 | 頻度は検討中ですが、今後も毎年度公募を行う予定です。                                                                                                                                                                                                                                                                    | 10月15日 |
| 20 | 制度   | 「スタートアップ等」の定義・条件は何ですか。                                                   | <p>本制度の応募対象である「スタートアップ等」は、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に規定する中小企業者のうち、原則として設立15年以内の者です。</p> <p>資本金その他の細部要件は、同法上の中小企業者の要件及び公募要領2.1（1）から（13）までの応募要件に基づき判断します。</p>                                                                                                                                   | 10月15日 |

|    |    |                                    |                                                                                                                                                                                                          |        |
|----|----|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 21 | 制度 | 国立研究開発法人・大学等の学術機関は、再委託先として参画できますか。 | 国立研究開発法人・大学等の学術機関等はすべからず適格な代表企業からの再委託先として研究開発に参画することが可能です。ただし、これらの機関が代表応募企業となることはできません。                                                                                                                  | 10月15日 |
| 22 | 制度 | 他省庁のSBIRへの参加実績は、審査の際に加点につながりますか。   | 他省庁のSBIRへの参加実績は、採択審査における加点項目として定められていません。審査は、公募要領等に定める審査項目に基づき、提案内容を総合的に評価して行われます。                                                                                                                       | 10月15日 |
| 23 | 制度 | 1トピックにつき何社採択する予定ですか。               | 1トピック当たりの採択数は、あらかじめ定めていません。段階的な審査を通じて有望な技術を絞り込むことを前提として、フェーズ1では複数社を採択する予定です。ただし、応募状況や審査結果によっては、採択が1社となる場合や、採択なしとなる場合があります                                                                                | 10月15日 |
| 24 | 制度 | 防衛省版SBIR制度全体の予算額はいくらですか。           | 令和8年度は、1トピックにつき複数の事業者を採択することを想定し、公募対象である7つのトピックを実施するために必要な予算を確保しています。なお、事業規模は、フェーズ1が1提案当たり2,000万円を上限、フェーズ2が数億円程度、フェーズ3がトピックに応じた規模を目安としています。                                                              | 10月15日 |
| 25 | 制度 | 再委託先が多いほど、審査上有利になりますか。             | 再委託先が多いこと自体を有利に取り扱うことはありません。再委託先を含む体制で応募する場合は、代表企業及び全ての再委託先の役割分担を応募時に明確にしてください。また、代表企業が実施する業務に係る額は、全体の費用額の50%以上とする必要があります。研究開発の実施に必要な役割及び能力を踏まえ、適切な体制を構成してください                                           | 10月15日 |
| 26 | 制度 | 採択審査では、どのような点が評価されますか。             | 採択審査では、提出された申請書類に基づき、主に次の事項を評価します。<br>・提案内容とトピックとの整合性<br>・課題解決方法の新規性、革新性及び実現可能性<br>・研究開発計画の具体性及び適切性<br>・研究開発費用の妥当性<br>・応募者の経営状況、執行体制、財務状況及び研究開発の実行体制<br>・研究セキュリティに関する質問票への回答<br>審査はこれらの項目を踏まえて総合的に行われます。 | 10月15日 |

|    |        |                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |        |
|----|--------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 27 | セキュリティ | 研究セキュリティ、情報セキュリティ及び秘密保全について、どのような対応が、いつまでに必要ですか。                     | <p>研究セキュリティについては、代表企業及び再委託先においてリスクマネジメントを実施し、その結果を「研究セキュリティに関する質問票」及び「研究セキュリティの確保に係る自己申告書」により、応募書類と併せて公募期間内に提出してください。提出された内容を確認した結果、必要に応じて、追加的なリスク軽減措置の実施を求める場合があります。</p> <p>情報セキュリティ及び秘密保全については、取り扱う情報や研究開発の内容に応じて対応の要否が異なります。必要とされる場合には、SG2審査開始までに情報セキュリティ要件を満たすとともに、防衛事業適合事業者契約を締結してください。</p> <p>適用される具体的な情報セキュリティ要件及び秘密保全措置は、個別の研究開発や取り扱う情報に応じて決まります。</p> | 10月15日 |
| 28 | セキュリティ | 外国籍の研究者の参画は可能ですか。                                                    | <p>外国籍であることのみを理由として、研究者の参画を一律に制限することはしていません。</p> <p>一方、本制度では、研究開発代表者及び研究開発分担者を含む研究開発体制の全てのメンバーについて、研究セキュリティの観点からデュー・ディリジェンスを実施する必要があります。その際、国籍のほか、学歴、研究経歴・職歴、外国機関からの研究費等の取得歴、外国の人材採用プログラムへの参加歴、外国ユーザーリスト等への掲載の有無、安全保障貿易管理上の「非居住者」又は「特定類型」への該当性等を確認し、応募時に関係書類を提出してください。確認の結果、必要に応じて追加的なリスク軽減措置の実施を求める場合があります。</p>                                              | 10月15日 |
| 29 | トピック関連 | 今回の公募対象に含まれていない技術分野について、今後トピックが設定される可能性はありますか。また、技術提案や相談を行うことはできますか。 | <p>防衛省では、新規性のある優れた技術・製品・価格競争力等を有する企業が新たに防衛産業へ参入する機会を創出することにより、民生先端技術の取り込みを図り、防衛生産・技術基盤の強化を図ることとしています。今回のSBIR公募対象に含まれていない技術分野について、ご提案やお問い合わせがある場合は、防衛装備庁新規参入窓口までご連絡ください。</p> <p>(<a href="https://www.mod.go.jp/atla/soubiseisaku_newentry.html#fastpass">https://www.mod.go.jp/atla/soubiseisaku_newentry.html#fastpass</a>)</p>                              | 10月15日 |
| 30 | トピック関連 | 今年度のトピックが追加される可能性はあるか                                                | 令和8年度分のトピックは提示した7件で全てです。他方、来年度以降も新たなトピックを立てて公募を行う予定です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 10月15日 |